

## 2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。  
○には「3」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。  
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4、令和5

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告する場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「4」と書き、令和4年1月1日現在の住所を書いてください。

### 収入金額等 所得金額等

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

### 給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除（42ページ）の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、国税庁ホームページのタックルアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

### 公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから12ページでその金額を求めるることができます。

申告書B第一表（上部） 確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

○には「3」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

申告の種類を表示します。  
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。  
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

第三表⑫欄へ(18ページ)

令和3年分 給与所得の源泉徴収票

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。  
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

### 合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額等」⑫合計欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（17ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

## 3 第二表を作成します。

○ 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

申告書B第二表

第一表の⑬欄から⑯欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください（旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください。）。

⑯ 源泉徴収票の合計額 255,700

第一表⑯欄へ(19ページ)

この事例では、あなた（土地を売却された方）の合計所得金額が1,000万円を超えていたため、「配偶者（特別）控除」（16ページ参照）の適用ができませんが、配偶者が、同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。詳しくは、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和4年4月1日において65歳未満の方は給所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

⑯ 源泉徴収票の合計額 255,700

### 13 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

### 14 生命保険料控除

新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新（旧）生命保険料、介護医療保険料、新（旧）個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

### 15 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。



## 6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(14ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑯合計」欄に記載した金額(16ページ参照)を転記してください。

### 「課税される所得金額」の計算

$$\text{⑫欄の金額(赤字の場合は0円)} - \text{⑯欄の金額} = A \text{ として}$$

### Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥欄から⑦欄までの金額を、対応する⑧欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

### Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥欄から⑦欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑧欄から⑯欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含みます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑯欄の金額(680,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引きされていますから、その残額である4,250,000円を⑦欄に書き、⑥欄の金額は、1,000円未満の端数を切り捨てて⑧欄に転記します。

### 「税額」の計算

#### 総合課税の所得金額に対する税額

42ページの「3(2) 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。この事例では、次のようになります。

$$\text{課税される所得金額 (⑦欄)} \times \text{所得税の税率} - \text{控除額} = \text{総合課税の所得金額に対する税額}$$

$$4,250,000 \times 0.2 - 427,500 = 422,500 \quad (⑧欄に書きます。)$$

#### 分離課税の所得金額に対する税額

この事例では、長期譲渡所得(一般分)に該当しますから、所得税の税率は一律15%(他に住民税5%)です。

なお、所得税の税率については、43ページの「4 土地や建物を売却したときの税額の計算方法早見表」を参照してください。

$$\text{課税される所得金額 (⑧欄)} \times \text{所得税の税率} = \text{分離課税の所得金額に対する税額}$$

$$45,697,000 \times 0.15 = 6,854,550 \quad (⑨欄に書きます。)$$

## 7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所	得	金	額
分	離	課	税
税	金	額	額
の	の	の	の
計	計	計	計
算	算	算	算

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税	金	額
の	の	の
計	計	計
算	算	算

### 申告書B第一表(右部)

申告書B第一表(右部)

及	び	の	確	定	申	告	書	B
△	△	△	△	△	△	△	△	F A 2 2 0 1
ナ	ト	キ	ヨ	ウ	タ	ロ	ウ	
名	東	京	太	郎				
会	社	員	姓	名	世	帯	主	の
整	理	番	号	姓	名	性	別	統
申	告	書	日	第	一	の	統	統
課	税	の	合	の	一	の	統	統
税	金	額	額	額	額	額	額	額
の	の	の	の	の	の	の	の	の
算	算	算	算	算	算	算	算	算

転記します。

### 延納の届出

第一表の「⑤納める税金」の2分の1以上の金額を令和4年3月15日(火)までに納付することにより、その残額を、令和4年5月31日(火)まで延納することができます。

なお、延納期間中は利子税がかかります。

### 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出について

確定申告が必要な方又は一定の還付申告書を提出することができる方で、令和3年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、令和3年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を令和4年3月15日(火)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、令和3年12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を令和4年3月15日(火)までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、一定の財産については記載が不要となる場合などがありますので、詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.7457 財産債務調書の提出義務」及び「No.7456 国外財産調書の提出義務」をご覧いただとか、最寄りの税務署にお尋ねください。

「③配当控除」、「④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「⑤～⑦政党等寄附金等特別控除」、「⑧～⑩住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

### ④差引所得税額

①欄に転記した税額から③欄、④欄、⑤欄、⑥～⑩欄、⑪～⑩欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

### ④再差引所得税額(基準所得税額)

④欄の金額から「②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

### ④復興特別所得税額、⑤所得税及び復興特別所得税の額

④欄の金額に2.1%を乗じた金額を④欄に書いてください。また、④欄の金額と④欄の金額の合計額を⑤欄に書いてください。

### ④源泉徴収税額

第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(15ページ参照)。

### ④申告納税額

④欄の金額から「⑥～⑦外国税額控除等」、「⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。

赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。